

公益財団法人野田産業科学研究所 役員及び評議員の 報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人野田産業科学研究所（以下「この法人」と称する。）が定める定款第17条及び第35条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等の支給基準及び費用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における定義は、以下のとおりとする。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤とは、週3日以上、この法人に勤務する者をいう。
- (3)非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務の執行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費等実費相当額の経費をいう。

(報酬等の支給対象者)

第3条 報酬等を支給することができるのは、常勤の理事とする。非常勤の理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

(報酬等の種類)

第4条 報酬等は、月額報酬のみとする。

- 2 前項の月額報酬以外の期末手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金は、支給しない。

(報酬等の決定基準)

第5条 報酬等は、評議員会の決議によって定められた総額1,000万円の範囲内において、常勤の理事1人あたりの報酬月額が40万円以内とし、その額は理事会で決定するものとする。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき本人の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払う報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 本人が報酬等の全部または一部につき自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(支給日)

第7条 報酬月額は、毎月25日に支給するものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、前営業日に支給する。

(日割計算)

第8条 新たに役員になった者には、その日から月額報酬を支給する。

2 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの月額報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの月額報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により月額報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用)

第9条 役員及び評議員については、職務の執行に係る交通費及び旅費等実費相当額を支給する。支払いは、その発生の都度行うものとする。

2 常勤の理事について、通勤費を支給することができる。通勤費については、この法人の賃金規則に準じて支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議において別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この報酬の支給基準は、公益財団法人野田産業科学研究所の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。